

スウェーデンにおける女性高齢者の所得保障：年金を中心に

齊藤 弥生

■ 要約

スウェーデンの社会保障制度は、男女を問わず、ほとんどすべての成人が就労し、税金と保険料を払うことで成立している。もし労働に対する女性の貢献が減るとすれば、国家にとっては税収と保険料収入が減るだけでなく、失業手当、保証年金、その他所得移転のための支出が増え、財政的に二重の打撃を受ける。

老齢年金制度が勤労所得と連動する以上、現役時代の就労は高齢期の経済生活に直結する。そのためスウェーデンでは男女間の賃金格差の是正に取り組み、育児休業も男女で平等に取得するべきとしてきた。就業継続上の障壁を取り除くことが、結果として高齢期の女性の貧困を防いでいる。また労働市場での格差が要因で生じている高齢期における経済生活の男女間格差の是正には、住宅費補助、高齢者生活支援助成等の所得移転も重要な役割を果たしている。

スウェーデンでは高齢者層は他世代層に比べて貧しいとはいえず、女性高齢者を貧困層とはとらえていない。その一方で、料金値上げの影響による介護サービスの使い控えが報告され、要介護者の生活状況が懸念される。政府は要介護者の料金負担の軽減に乗り出し、この政策は一定の効果をあげている。後期高齢者の大部分が女性である以上、要介護高齢者の貧困は女性が抱える新たな課題といえる。

■ キーワード

女性就業率、個人単位課税、両親保険、住宅費補助、介護サービス利用者

I. はじめに

スウェーデンの総人口は941万5,570人で、高齢化率は18.5%である(2010年)。年金制度の国際比較を行う場合、その国の人々のライフスタイルや生活様式とともに年金制度の基盤となる経済、産業、社会構造の違いを踏まえる必要がある。

第一に、スウェーデンでは高齢者のほとんどが、夫婦あるいは単身で生活している。65～74歳の29.0%、75～84歳の46.3%、85歳以上の75.1%が1人暮らしで、女性では65～74歳の36.5%、75～84歳の58.7%、85歳以上の86.8%が1人暮らしである(2007年)。

第二に、女性の就業率が高い点である。スウェーデンの女性の就業率は77.9%(2010年)で、1970年代中盤以降、80%前後を維持している。

第三に、公務員と大企業勤務者が多く、中小企業勤務者や自営業者が少ないという就業の特徴がある。自営業者等の所得把握が不十分とされる日本に比べ、スウェーデンでは所得把握が容易である(久保2004:76)。またスウェーデンでは総背番号制を導入しており、所得把握と社会保障制度の給付管理が徹底している。

以上のような違いはあるものの、本稿では、II章でスウェーデンの老齢年金制度の特徴を整理し、III章ではスウェーデンにおける女性高齢者の

経済生活を考察する。IV章では女性と社会保障を考える上での論点として、個人単位課税、育児休業と両親給付、労働市場における賃金格差は正への取り組み、遺族年金の位置づけの4点についてその変遷や現状を報告する。最後にV章を本稿のまとめとする。

II. スウェーデン老齢年金制度とその特徴

1. スウェーデン老齢年金制度

現在の老齢年金制度は1999年の年金改革法により実施されている。2010年1月の組織改編では、老齢年金関係の業務を管轄する年金庁（Pensionsmyndigheten）が新設された。具体的には社会保険庁（Försäkringskassan）にあった老齢年金部門とプレミアム年金庁（Premiepensionsmyndigheten）が年金庁として統合された。それに伴いプレミアム年金庁は2009年12月を持って廃止された。また社会保険庁は主に疾病給付、両親給付等の給付管理を行うこととなった。

図1右はスウェーデンの老齢年金（allmän pension）制度の基本構造を示す。老齢年金はすべての国民を対象とし、①所得比例年金（inkomstpension）、②プレミアム年金（premiépension）、③保証年金

金（garantipension）の3つで構成される。

所得比例年金（①）は賦課方式で運営され、現役世代が払う保険料（保険料控除後所得に対する保険料18.5%のうち16%が充当、2011年）が財源となる。

プレミアム年金（②）は公的年金制度に選択の自由を採用したしくみで、積立方式で運営される。プレミアム年金では、保険料（保険料控除後所得に対する保険料18.5%のうち2.5%が充当、2011年）を自分が指定する年金基金会社に積み立てる。年金庁に登録された約800の年金基金会社から5つまでを自分で選択できる。特に希望がなければ、国民年金基金（AP: Allmän Pension Fond）の中にある政府貯蓄基金（AP7 Söfa: Statens årskullsförvaltningsalternativ）に積み立てられる。プレミアム年金では自分が選んだ年金基金会社の運用がよければ、配当基金が高くなり、またその逆も生じる。

保証年金（③）はすべての高齢者の年金受給を保証するためのもので、受給には3年間のスウェーデン在住、満額受給には40年間の在住が条件となる。在住期間が40年に満たない場合は居住年数に応じて減額される。保証年金の月額（満額）は、夫婦の場合1人6,777クローナ、単身者の場合は1人7,597クローナ¹⁾が支給される（2011年）。

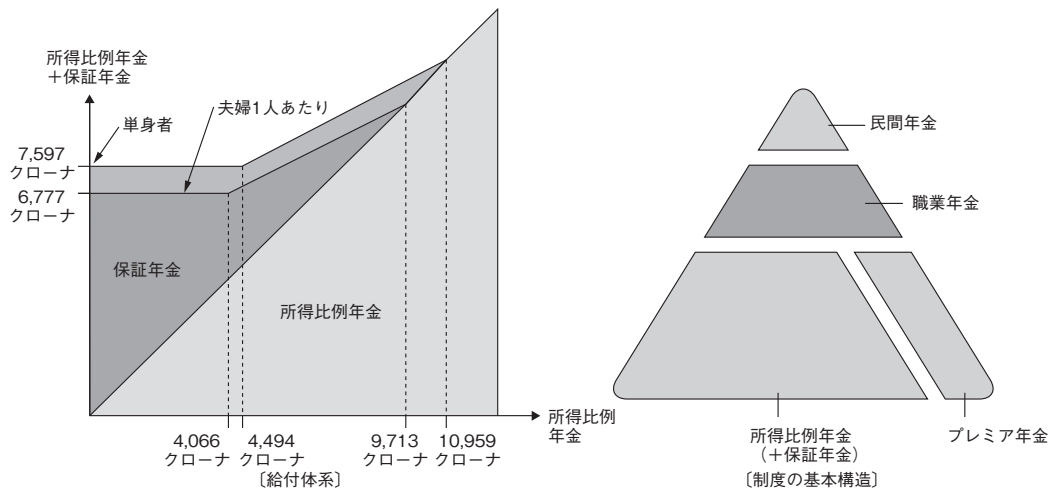


図1 スウェーデンの老齢年金制度

所得比例年金と保証年金の関係は図1左に示すとおり、所得比例年金が高いほど保証年金の占める比率は小さくなり、所得比例年金が月額9,713クローナ（単身者の場合10,959クローナ）以上になると保障年金による給付はなくなる。保証年金は国庫負担である。

スウェーデンでは、社会保険料の徴収は、所得税等の徴収と併せて税務署で行っており、自営業者も税と同時に社会保険料の申告を行うこととなっており、税金だけ納めて保険料は納めないという対応は基本的にできない（井上2002: 311）。保険料負担は個人負担分（allmän pensionsavgift）、雇用主負担分（arbetsgivaravgift）、国の負担分（statlig ålderspensionsavgift）の3つで構成される。個人は給与（控除前）の7%の保険料負担、雇用主は被用者給与（控除前）の10.21%を支払う。国は失業者に対して10.21%、病気や障害で休業中の疾病給付受給者等に対して18.5%の保険料を負担する。

さらに図1右のスウェーデンの年金制度の全体像をみると、職業年金（tjänstepension）が老齢年金の上乗せの形で存在し、学生と失業者を除き、就業者をほとんどカバーしている。職業年金は雇用主が拠出するもので、労使協約に基づく場合は労使協約年金（avtalspension）と呼ばれることもある。また自由加入による民間の年金預金もある。

2. 年金以外の社会保険給付—低年金者への対応

低年金者に対して老齢年金以外の社会保険給付があるのもスウェーデンの特徴である。①年金生活者住宅費補助（BTP: Bostadstillägg till pensionär）、②年金生活者特別住宅費補助（SBTP: Särskilt bostadstillägg till pensionär）、③高齢者生活支援助成（ÄFS: Äldreförsörjningsstöd）、④歯科治療助成（Tandvårdsstöd）がある。

年金生活者住宅費補助（①）は65歳以上が給付対象で、高齢者の約2割にあたる25万5,484人が受給している。内訳は女性が20万6,139人、男性が4

万9,345人で、圧倒的に女性受給者が多く、全給付額の7割が女性高齢者に給付されている（2010年）。受給には所得調査を伴うが、すべての住宅形態が対象となる。給付の最高額は単身者で月額4,650クローナ、夫婦で1人当たり2,325クローナである（2011年）。さらに年金生活者特別住宅費補助（②）は、自宅の住宅費を払った後に生活基準額（単身者4,831クローナ、夫婦1人あたり4,082クローナ、2011年）が手元に残らない低所得者を対象に支給される。

高齢者生活支援助成（③）は、65歳以上のスウェーデン在住者（受給後1年以上スウェーデン在住の見込みが必要）で、老齢年金（所得比例年金と保証年金）、年金生活者住宅費補助（特別助成も含む）などのあらゆる給付を合算しても、生活基準額に達していない人を対象とする。日本でも生活保護による給付と国民年金の受給額をめぐって議論があるが、高齢者生活支援助成は保証年金の受給額より高額となることはない。高齢者生活支援助成の受給者は1万3,683人で、内訳は女性7,543人、男性6,140人となっており、女性の受給者がやや多い。また受給者の3分の2が外国出身者である（2009年）。

3. 国際比較、他世代との比較から

—高齢者は必ずしも貧困層ではない

表1は、年齢別の相対的貧困率を示す。全世代の平均値では4カ国中、スウェーデンの相対的貧困率は5.3%で国際的にみても低く、高齢者層についても数値は相対的に低い。世代間の差異に目を向けると、どの国も高齢者層の貧困率は高い傾向にあり、スウェーデンでも後期高齢者にはその傾向がみられる。ただし近年では、高齢者の可処分所得は若年世代より高い（Lennartsson 2007: 12）とされ、表1でも18～25歳の若者の相対的貧困率は14.4%で、高齢者層より高い数値を示している。

また表2は65歳以上の老齢年金生活者の収入の

表1 年齢別の相対的貧困率 (2000年)

	平均	0-17歳	18-25歳	26-40歳	41-50歳	51-65歳	66-75歳	76歳以上
スウェーデン	5.3	3.6	14.4	4.9	2.8	2.4	4.6	11.5
日本	15.3	14.3	16.6	12.4	11.7	14.4	19.5	23.8
アメリカ	17.1	21.7	19.1	13.8	11.0	13.0	20.3	29.6
ドイツ	8.9	10.9	13.7	8.4	4.1	7.9	9.7	10.7

(注) ドイツは2001年の統計。

(出所) Förster, Michael and Marco Mira d'Ercole. 2005. Income Distribution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s. OECD Social, employment and migration working papers. から4カ国を抽出して作成。

相対的な位置づけを示している。老齢年金生活者の収入は1980年時点では国内の「平均収入」の86.8%だったが、2004年では93.4%にまで上昇した。また「子どものない成人」層の平均収入額と比べれば、老齢年金生活者の収入はその85.4%にとどまっているが、「ひとり親」層に比べれば、老齢年金生活者は141.2%の収入を持っている。その意味でも、スウェーデンの高齢者層は必ずしも貧困層とはいえず、スウェーデン社会における貧困対策の関心はむしろひとり親家庭に向けられている (Gustafsson 他 2008: 19)。

1990年代初頭のスウェーデンの経済危機とその後に続いた財政難の中で、老齢年金生活者層は他のグループ (例えば、ひとり親家庭、20歳代の若年層など) に比べ、比較的、生活水準が守られてきたといわれる。一般に、健康、収入、社会的関係等の様々な比較指標において、高齢者層は他世代より数値が劣ることが多い。しかしスウェーデンではいくつかの指標について、高齢者層は他

世代に比べ、明らかに優位な数値を示しており、例えば経済的困難の経験や暴力の対象となるケースも他世代に比べて少ない。高齢者層は1990年代の行政改革の悪影響をあまり受けなかった層で、特に経済環境の面では他の社会グループに比べて向上したとみなされている (Palme 2002: 76)。

しかし高齢者をグループとして見た場合と、個人で見た場合の区別が必要という指摘もある。特に若年高齢者と後期高齢者の差であり、若年高齢者は所得比例の付加年金の充実により、収入が増えてきた世代である。一方で後期高齢者の収入では男女間格差もみられる。この背景には後期高齢者に女性が多く、かつ、ひとり暮らしの比率が高く、共同生活によるスケールメリットが活かしにくいという分析もある (Palme 2002: 76-77)。

III. スウェーデンにおける女性高齢者の経済生活

本章では、統計局の資料²⁾を用いて、高齢期の経済生活に見られる男女間格差に焦点を当てる。1節では老齢年金そのものに焦点をあて、2節では社会保険給付を含めた可処分所得の比較から、男女間格差を是正する所得移転の効果を考察する。3節と4節では家計支出に焦点をあて、特に「新たな貧困層？」と指摘される介護サービス利用者の家計を考察する。

表2 65歳以上の年金生活者収入額/対平均収入額 (1980-2004年)

	1980	1990	1995	2000	2004
対平均収入	86.8	86.0	96.6	87.3	93.4
対子どものない成人の収入額	74.6	76.3	87.9	79.9	85.4
対ひとり親の収入額	104.2	117.9	131.0	127.5	141.2

(出所) Gustafsson, Björn 他 (2008) 37頁より作成。

表3 66歳以上高齢者1人あたりの年金等収入額とその内訳（2002年）

千クローナ

	基礎年金* (FP)	付加年金* (ATP)	職業年金	民間年金	他の収入	合計
全 体	34.6	74.7	21.4	6.0	5.0	141.7
	24.4%	52.7%	15.1%	4.3%	3.6%	100%
女 性	36.4	55.1	13.9	4.0	2.8	112.2
	32.5%	49.1%	12.4%	3.5%	2.5%	100%
男 性	32.1	101.4	31.5	8.8	8.1	181.9
	17.6%	55.7%	17.3%	4.8%	4.4%	100%

※筆者注：保証年金は本調査の時点で導入されていない。保証年金は2003年導入。

また移行期であり、旧制度の基礎年金（FP: Folkpension）と付加年金（ATP: Allmän tilläggspension）が併存している。（出所）Statistiska centralbyrån（2004）, 63頁より作成。

1. 老齢年金収入にみられる男女間格差

－現役時代の所得格差が直接的に反映

表3は、66歳以上高齢者の年金等収入額を示す。男性の年金等収入が年額181,900クローナであるのに対し、女性は年額112,200クローナで、男性の約62%となっている（SCB 2004: 12）。この男女差の要因は、旧制度では付加年金（ATP: Allmän tilläggspension）、現制度では職業年金の受給額の差によるところが大きく、女性の付加年金受給額は男性の54.3%、女性の職業年金受給額は男性の44.1%にとどまっている。1999年以前の旧制度では公的老齢年金は定額年金である基礎年金（FP: Folkpension）と所得比例年金である付加年金による2階建ての体系であった。旧制度の付加年金は生涯で最も所得が高い15年間の所得を年金額計算の基礎とする³⁾。また改革後の職業年金も現役時代の職業や給与所得が反映される。現役時代の労働市場における男女間格差が付加年金や職業年金の受給額の差につながってしまう。女性は男性に比べて労働市場から退出している時期や、職業年金の制度を持たない職場で働いているケースがあること等が影響している（SCB 2004: 12）。

また表3の下段は、年金等収入額の内訳を比率で示す。高齢者全体では年金収入の52.7%が付加

表4 66歳以上高齢者の貯蓄状況（2003年）

%

	66歳以上		20 - 65歳	
	女性	男性	女性	男性
借入あり	7	10	48	49
貯蓄なし	12	7	5	5
1 - 5万クローナ	11	7	10	8
5万 - 100万クローナ	59	60	34	33
100万クローナ以上	11	17	4	6
合計	100	100	100	100

（出所）Ds2006: 68頁より作成。

年金による収入となっており、男性も女性も付加年金が全体に占める割合が一番高い。しかし付加年金と職業年金が男女間格差の要因となっており、女性の年金収入の構成は男性に比べ、基礎年金部分の比率が32.5%と高い割合になっている。

また「他の収入」は就労や資産運用等による収入を指すが全体の3.6%と少ない。66歳以上高齢者の就労者も全体の2.9%と少ない（SCB 2004: 35）。高学歴の男性高齢者には就労が増える傾向もみられる（SCB 2004: 35）。表4はスウェーデンの高齢者の貯蓄状況を示すが、66歳以上では男女ともに6割が5万～100万クローナの貯蓄であり、100万クローナ以上の貯蓄を持つ人は2割に満たな

い (DS 2006: 68)。

2. 可処分所得に見られる男女間格差
 ー所得移転による是正効果は？

スウェーデンでは高齢者の経済生活を支えるために住宅費補助等の別途給付があるため、年金受給額だけでは高齢者の経済生活の実態を把握する事ができない。

表5 (1) は高齢者の可処分所得を示す。高齢者の可処分所得は年間 141,200 クローナであった (2002 年)。男性は 151,800 クローナ、女性は 133,600 クローナで、男性に比べ女性の可処分所得は低い。とはいえ、年金等収入では女性の受給額が男性の 62% であるのに比べ、可処分所得では男性の 88% であることをみれば、所得移転により格差はかなり是正されている。男女間の格差是正には所得課税、住宅費補助が大きく作用しているようである。

表5 (2) は可処分所得を 100 とした場合の収入の内訳を示す。男女ともに年金収入の比率が 8 割

近くになっており、スウェーデンの高齢者の経済生活は年金に大きく依存していることがわかる。

また女性高齢者にとっては住宅費補助の比率が高く、男性の 1.1% に対して女性が 5.4% となっている。

また表5 (3) は、女性高齢者の可処分所得内の収入内訳を所得グループ別に示している。項目に示す「1」～「10」のグループは、66 歳以上の女性高齢者を可処分所得額により 10 等分したもので (SCB 2004: 8)、「1」は最も低所得者のグループ、「10」は最も高所得者のグループを意味し、数値は各グループの平均値である (SCB 2004: 8)。住宅費補助に注目すると、特に低所得者から中所得者のグループ (グループ「1」～「5」) では住宅費補助が可処分所得の 8.5～16.1% を占めていることがわかる。住宅費補助は低所得層だけでなく、中所得層の女性高齢者の収入増にも貢献している。

3. 高齢者の家計支出

ー介護費用支出への注目

表6は世帯別の家計支出の内訳を示す。勤労者

表5 (1) 66歳以上高齢者の可処分所得とその内訳 (金額) (2002年)

千クローナ

	給与所得/ 事業所得	資本利得	年金	他の社会 保険	一般補助金	住宅費 補助	社会扶助	税金	他の差引分	可処分所得
全体	11.4	21.9	151.0	1.3	0.1	4.9	0.4	-49.7	0.0	141.2
女性	6.9	21.4	140.6	0.5	0.1	7.2	0.5	-43.5	0.0	133.6
男性	17.6	22.5	165.5	2.3	0.1	1.7	0.3	-58.4	0.0	151.8
20-65歳	186.5	15.5	21.7	18.5	7.3	1.1	1.2	-73.5	-1.8	176.5

(出所) Statistiska centralbyrån (2004), 54 頁より作成。

表5 (2) 66歳以上高齢者の可処分所得とその内訳 (割合) (2002年)

%

	給与所得/ 事業所得	資本利得	年金	他の社会 保険	一般補助金	住宅費補助	社会扶助	可処分所得
全体	5.8	12.1	77.6	0.7	0.1	3.5	0.3	100
女性	3.8	12.4	77.7	0.3	0.0	5.4	0.4	100
男性	8.3	11.7	77.5	1.1	0.1	1.1	0.2	100
20-65歳	66.1	14.2	7.7	6.5	4.1	0.6	0.7	100

(出所) Statistiska centralbyrån (2004), 55 頁より作成。

表5 (3) 66歳以上女性高齢者の可処分所得とその内訳・所得グループ別 (2002年)

	給与所得/ 事業所得	資本金利得	年金	他の社会保険	一般補助金	住宅費助成	社会扶助	可処分所得
66歳以上女性	3.8	12.4	77.7	0.3	0	5.4	0.4	100
1 (所得が低い)	-2.6	4.9	86.7	0.0	0.0	8.5	2.5	100
2	0.4	4.1	81.2	0.2	0.1	12.1	1.9	100
3	0.3	3.5	80.5	0.0	0.0	15.0	0.7	100
4	0.2	3.6	80.1	0.0	0.0	16.1	0.0	100
5	0.5	4.2	81.8	0.0	0.1	13.0	0.4	100
6	1.4	5.2	88.4	0.3	0.0	4.7	0.0	100
7	1.9	5.4	90.7	0.5	0.0	1.4	0.1	100
8	5.0	7.6	85.3	1.0	0.0	1.1	0.0	100
9	6.0	10.1	83.4	0.4	0.0	0.1	0.0	100
10 (所得が高い)	8.4	34.5	56.6	0.2	0.0	0.2	0.0	100

(出所) Statistiska centralbyrån (2004), 55頁より作成。

世代 (20 - 65歳) 1人当たりの年間家計支出は254,170クローナで、高齢者 (66歳以上) は167,800クローナである (2003年)。勤労者世代に比べて高齢者の家計支出は約50%少ない。

「住宅費」が最も大きな支出である点は、高齢者と勤労者世代の共通点である。高齢者では全体の34.8%、勤労者世代では27.3%が「住宅費」への支出となっている。続いて「余暇活動費」「移動交通費」が高順位である点も共通する (SCB 2004: 31-32)。

一方で「医療費」支出には両者に相違がみられ、高齢者は4.1%、勤労者世代は1.9%であり、高齢期の家計支出の特徴が示されている。しかし他国と比較すれば、医療費負担が高齢者の家計支出全体に占める割合は小さく、これはスウェーデンの医療費制度による。スウェーデンでは医療費の大半は税収で賄われており、患者負担はほんの一部にすぎない。患者が1年間に支払う医療費の上限は900クローナと設定されており (スウェーデン内閣府2007: 4)、この患者負担の限度額保証制度が医療費が家計に与える負担を軽減している。

表6 66歳以上高齢者の家計支出内訳 (2003年)

	%		クローナ	
	66歳以上	22-65歳	66歳以上	20-65歳
生活用品	16.0	12.2	24,750	29,070
飲料	1.2	1.2	1,990	2,760
外食	1.6	3.9	2,850	9,540
酒類	1.8	1.8	3,040	4,310
たばこ	0.7	1.2	960	2,400
嗜好品	1.8	2.2	2,970	5,330
家事サービス等*	3.4	4.6	8,430	11,940
衣服と靴	2.8	5.3	5,200	14,420
住宅	34.8	27.3	50,830	60,770
家具等	4.6	5	8,440	14,870
医療費	4.1	1.9	9,070	5,210
移動費	11.2	14.7	20,840	44,410
余暇活動	15.5	18.4	27,610	47,830

*「家事サービス等」(hushålltjänst)には、保育費用、各種会費、散髪費用、ホームヘルプ料金、振込手数料、賠償金などが含まれる。

(出所) Statistiska centralbyrån (2004), 31頁より作成。

さらにホームヘルプ利用者が注目される。表6の「家事サービス等」の項目には保育サービス等

表7 ホームヘルプ利用者の可処分所得および利用料金の所得に占める割合（2002年）

		老齢年金生活者	ホームヘルプ利用の年金生活者
高齢者世帯全体	可処分所得	174,200	131,900
	-他サービスを含む支出額（クローナ）	2,400	8,900
	-サービス料金/可処分所得（%）	1.4	6.7
女性単身世帯	可処分所得	121,400	109,200
	-他サービスを含む支出額（クローナ）	2,800	7,000
	-サービス料金/可処分所得（%）	2.3	6.4
男性単身世帯	可処分所得	133,900	117,100
	-他サービスを含む支出額（クローナ）	3,800	12,900
	-サービス料金/可処分所得（%）	2.8	11.0
夫婦・同居世帯	可処分所得	260,800	231,800
	-他サービスを含む支出額（クローナ）	1,400	11,800
	-サービス料金/可処分所得（%）	0.5	5.1

（出所）Statistiska centralbyrån（2004），33頁より作成。

も含まれるため、高齢者より勤労世代の支出が多くなっているが、高齢者層のホームヘルプ利用者の支出をみると表7になる。

ホームヘルプを利用する年金生活者の可処分所得は131,900クローナで、一般の年金生活者に比べて低い。これはホームヘルプ利用者が75歳以上の後期高齢者層に多いためである（SCB 2004: 33）。また可処分所得に占める福祉サービス（ホームヘルプを含む）料金の比率は6.7%で、一般年金生活者の1.4%に比べて高い比率となっている。介護サービスの利用料金が高齢者の家計に与える影響は大きい。

またホームヘルプを利用する男性単身者の料金負担は可処分所得の11.0%を占めており、女性単身者6.4%との間に大きな差がみられる。1990年代には介護サービス利用者数が減少したが、75～84歳の高齢者でみると、男性より女性の利用者数の減少がみられ、単身者より夫婦世帯での利用減少がみられた（Palme 2002: 77）。社会庁（Socialstyrelsen）は、1990年代終盤には、75歳以上高齢者の6人に1人が利用料金を理由に介護サービスの利用を控えており、この現象は低所得の高齢者間で増

えている状況を報告している（Palme 2002: 77）。後期高齢者に女性が多い⁴⁾ことから、介護サービスの使い控えは女性高齢者に増えていることが指摘されている。男性高齢者の方が女性高齢者に比べて収入が多い分、サービスを購入する余裕があることを示しているのかもしれない。

4. 介護サービス利用者は新たな貧困層？

「介護サービス利用者は新たな社会階層モデル」という指摘がある（Szebehely 2002: 207）。高齢者全体をみると可処分所得が充実する傾向にあるが、75歳以上の女性、要介護高齢者の新たな貧困が指摘されている。要介護高齢者層は他の高齢者層に比べて収入が低く、経済的に困難な状況にあることも推測されている（Palme 2002: 77）。

介護サービスの利用料金が高齢者の家計に与える影響は大きい。この課題に対し、スウェーデンでは、社会サービス法（8章5条）に介護マックスタクサ（maxtaxa）（利用者負担上限額）を規定し、2002年7月1日に導入した。同法は物価基準等に基づき国が介護マックスタクサを決定し、自治体がその金額を超える利用料金を徴収することを禁止

表8 介護マックスタクサ（利用者負担上限額）と最低所持金保証額（2011）

マックスタクサ (利用料金支払上限額)	コミュニン 管轄の 介護サービス	ホームヘルプ、デイサービス、 コミュニンが管轄する医療	1,712 クローナ／月
		介護つき住宅 (借家法対象以外のもの)	1,783 クローナ／月
最低所持金保証額	一人暮らしの場合 (最低生活費 (minimibelopp) + 住宅費)		4,832 クローナ／月 + 住宅費
	同居の場合 (最低生活費 (minimibelopp) + 住宅費)		4,083 クローナ／月 + 住宅費

※上記の額は物価基準額 (prisbasbelopp) により見直される。

(出所) Socialstyrelsen. 2010. Meddelande. Uppgifter för beräkning av avgifter inom äldre- och handikapp- omsorgen år 2011.

している。また社会サービス法（8章6～8条）では、最低所持金保証額 (förbehållsbelopp) を規定し、介護サービス利用者が自己資産として所持する権利を有する保証額を決定している。

表8は介護マックスタクサと最低所持金保証額を示す。社会サービス法がカバーする介護サービスや訪問看護はどれだけ利用しようと、利用者から徴収できる料金の上限額は全国各地でも表8に示す金額のとおりである。また利用者の手元には、表8に示す最低所持金保証額が残されなくてはいけないことになっている。

介護マックスタクサは、利用者負担額が自治体間で大幅に異なるという事態に対応すべく導入されたが、その導入が低所得の要介護高齢者に一定の効果をもたらしたことを社会庁は報告している。表9は、料金負担を理由にホームヘルプ利用を控えた高齢者の割合を示す。介護マックスタクサが導入された翌年では、まだ約21%の要介護高齢者がホームヘルプの利用控えをしていたが、2004年には半分の12%にまで減少した。また女性の利用控えも半減し、男女間格差が小さくなった。このことから介護マックスタクサの導入は女性高齢者にとって有効だったといえそうである。

洗たくや掃除については民間の有料サービスの利用が増える傾向にあり、このことも高齢者の家

表9 料金負担を理由にホームヘルプ利用を控えた高齢者の割合（2003－2005）

	全体*	女性**	男性**
2003年	21%	23%	9%
2004年	12%	12%	13%
2005年	10%	11%	9%

*75歳以上の要介護高齢者全体（世帯を問わず）に占める割合

**男女とも75歳以上のひとり暮らしの要介護高齢者に占める割合

(出所) Socialstyrelsen (2007), 12頁

計に影響を与えており (Palme 2002: 78)、この傾向は今後も懸念される。

IV. 日本との比較における論点

－女性と社会保障の視点から－

本章では「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」報告書（2001年12月）で示された論点に照らし、1) 個人単位課税、2) 育児休業と両親給付、3) 労働市場における男女間の賃金格差是正への取り組み、4) 遺族年金の役割を論点として取り上げ、スウェーデンの事情を整理する。

1. 個人単位課税導入の背景

一住まい方の違いで生じる不公平の是正

(1) 夫婦合算方式から個人単位課税へ

個人単位課税とは、成人は原則としてすべて別々に個人単位で確定申告をするしくみを指す(飯野 1993: 36)。スウェーデンでは1971年税制改革で、夫婦合算課税(sambeskattning)を個人単位課税(särbeskattning)に移行した。夫婦合算方式を日本であてはめると、主婦のパートタイマー問題で、主婦が一定限度額を超えて働くと、夫に認められていた控除がなくなり、また夫に対して会社から支給されていた扶養手当等も支給されなくなり、家計全体の実質的な所得額が減少してしまうという現象が例とされる(飯野 1993: 36)。また一定額以上働くことにより、課税されることを懸念して、主婦の労働意欲の阻害要因にもなっている(飯野 1993: 36)との指摘もある。

スウェーデンにおける納税の歴史を振り返ると、もともとは夫婦合算課税に始まっている。スウェーデンで現代的な所得課税システムが導入されたのは1902年で、当時は妻を対象とした特別な規則はなかったが、妻の収入に対しては夫が税金を払うべきと考えられていた(B.Miles 2003: 87)。妻のある夫は非婚者よりも高い課税となったが、1908年の所得税法改正で夫婦合算課税はそのまま制度化され、1950年代初頭まで続くこととなった(B.Miles 2003: 86-87)。この方式は「結婚への懲罰課税」(straffskatt på äktenskapet)とさえ呼ばれ、離婚を早めるとまでいわれるようになっていった(B.Miles 2003: 89)。

そこで1952年に「二等分原則」(tudelningsprincipen)が導入された。これは妻の収入を合わせた金額を夫婦で二等分し、それぞれに課税するという考え方である。これによって、夫婦への課税条件は改善されたが、高所得者層には収入を二等分するという考え方は支持されなかった。また女性の経済的自立の妨げにもなるという批判もあった

(B.Miles 2003: 90)。

1960年代に税制に対する批判的な議論が起き、個人単位課税導入を検討するための調査研究が始まった。住まい方や結婚の選択が納税額に影響するのはおかしいという点が指摘され、1965年には法律婚をしている妻が個人単位課税を選択できるようになった。しかしこの時点では就労以外の収入は夫婦合算方式であるなど手続きが複雑で、あまり広がらなかった。また「二等分原則」の導入以降に、多くの共稼ぎ夫婦にとって課税条件がよくなったことも、選択性の個人単位課税があまり広がらなかった理由と考えられる。

1970年に就労所得への個人単位課税が導入された(施行は1971年1月1日)。就労所得以外の収入は夫婦合算課税が続いたが、1978年にはすべてが個人単位課税とされ、夫婦合算方式は廃止された。当時の政府は、1970年税制改正は女性の就労を激励し、妻自身が納税することは、妻の生活が夫の収入への依存から解放されることを強調した(B.Miles 2003: 91)。個人単位課税は、既婚女性の就労を増やすことに大きく貢献し、1980年には17歳未満の子どもを持つ女性の80%が何らかの就労をするまでとなった(B.Miles 2003: 92)。

スウェーデンでは所得税の累進度が非常にきつく、夫1人の所得では家計を支えられず、夫だけの片働きより共働きの方が有利な税制だったため、妻は望むと望まざるとにかかわらず外で所得を得るように仕向けられた(飯野 1993: 36-37)ともいわれる。

(2) サムボ現象と個人単位課税

1930年代頃から20歳代前半の若者を中心に法律婚は急増し、1966年にはその数は頂点に達し、1960年代中盤が「法律婚の黄金時代」であった。その後、法律婚は急激に減少した(SCB 1999: 64)。法律婚の急激な減少の背景には、サムボ(sambor)の急増があり(SCB 1999: 65)、サムボを

選ぶ若者が増えただけで、若者が初婚を突然に延期するようになったわけではなかった。サムボは1960年代半ばに現れた社会現象であり、以後、急速に広まった（SCB 1999: 65）。1950～60年代は結婚までの試し期間のような意味合いで、比較的短いサムボ期間を経て、結婚をするケースが多かった。サムボがより一般化するにつれ、その期間は長くなり、法律婚の数が減少した。1975年ではほとんどすべての人が法律婚の前にサムボを経験している。このようにして、男女の新しい居住形態が現れたのである（SCB 1999: 65）。サムボは大都市だけの傾向ではなく、1960年代終盤には全国的に広がった。スウェーデン北部では以前から事実婚の形態が存在していたともいわれるが（SCB 1999: 65）、現在では一定数のサムボ者層が存在している（グラフ1）。またグラフからは単身者も増加しており、住まい方の多様化がわかる。個人単位課税の導入と法律婚の減少の因果関係は説明できないが、個人単位課税のしくみは多様化する居住形態に対応しているといえる。

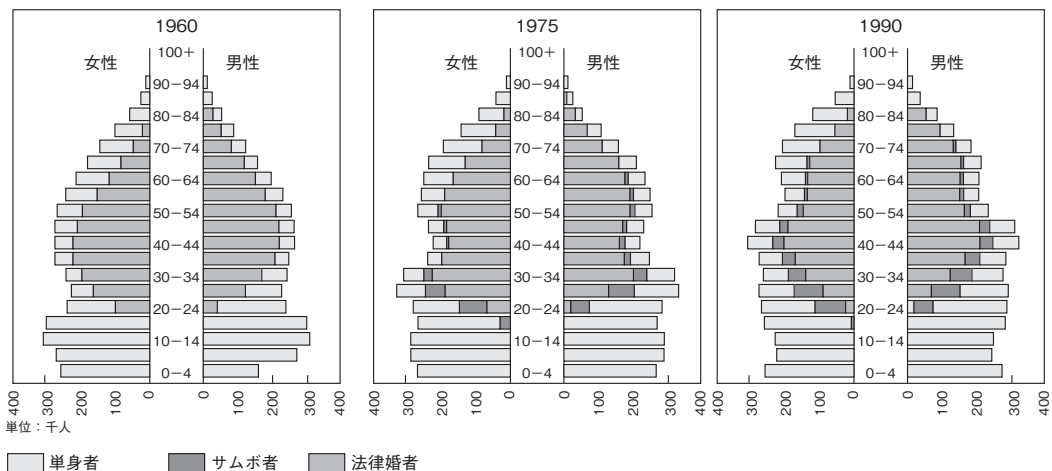
2. 育児休業と両親保険

－育児と仕事を男女で分かち合う

スウェーデンでは1974年に父親と母親の両者に

対する所得に応じた両親給付（förlädrapenning）を導入し、両親保険制度（förlädräfsäkring）が始まった。両親保険制度は育児休業（förlädrädighet）中の所得を補償する制度である。当初は疾病保険から180日間90%の所得補償が受けられたが、男性の受給率は0.5%で極めて低かった。

社会保険庁は、父親と母親が両親給付を平等に取得すべき理由を2点挙げている。第一に、両親保険制度は父親と母親が共に子育ての責任を持つという理念の上に成り立つからであり、第二に労働市場における女性の可能性やキャリアを支援するためとしている。女性だけが長い育児休業を取得する事は女性のキャリア形成に影響し、賃金格差の要因になることも指摘されている（FK 2010: 7）。本稿のテーマに照らすと、育児休業取得における男女間格差は、高齢期の女性の経済生活の不利益にもつながる。スウェーデンでは育児期間の収入減が年金制度に不利に働くことがないように特別な配慮がある。子どもが4歳になるまでの育児期間で、フルタイムからパートタイムに転職するなど所得の減少があった場合、①子の出生年の前年所得、②スウェーデンにおける平均所得の75%、③所得基準額に相当する固定額を年金制度上の所得金額に加える、という3つの選択



グラフ1 法律婚者数とサムボ者数・単身者数の推移（1960/1975/1990）

表10 両親保険制度の変遷、および父親の取得を向上するための取り組み

	主な改正内容
1974年	180日間。180日間90%の所得補償。
1975年	210日間。210日間90%の所得補償。
1978年	270日間。270日間90%の所得補償。そのうち3カ月は子どもが小学校に入学までに利用でき、特別両親給付が支給される。特別両親給付は両親が育児のための労働時間短縮や終日休業のために利用できる。
1986年	360日間。うち270日間は90%の所得補償。
1989年	450日間。うち360日間は90%の所得補償。
1994年	360日間。90%の所得補償。 ※1994年に児童に介護が必要な場合、児童看護手当が導入された。
1995年	450日間。うち360日は80%の所得補償。30日間は父親か母親のどちらかが取得しなければならない。(=通称「パパ(ママ)の月」が導入。この期間は90%の所得補償。
1996年	450日間。うち360日間は75%の所得補償。「パパ(ママ)の月」の期間は85%の所得補償。
1997年	450日間。うち360日間は75%の所得補償。
1998年	450日間。うち360日間は80%の所得補償。
2002年	480日間。うち390日間は80%の所得補償。60日間は父親か母親のどちらかが取得しなければならない。(=「パパ(ママ)の月」が60日間に延長)
2008年	「ジェンダー平等ボーナス」の導入。自治体別保育手当の導入。

(出所) Försäkringskassan (2008) 等より作成。網がけ部分は、男女で平等に取得するための取り組みが見られた年。

肢から、本人に一番有利な額を年金制度上の所得として扱うことができる。

表10は両親保険制度の変遷を示し、特に男女間での取得の平等への取り組みには網がけをしている。日本でも注目されたのは1995年に導入された「パパ(ママ)の月」(mamma- och pappamånader)である。給付が保証される期間のうち、30日間は父親(あるいは母親)が取得するもので、父親(あるいは母親)が取得しない場合はその期間の両親給付の受給の権利がなくなる。さらに2002年には「パパ(ママ)の月」は60日間に延長された。

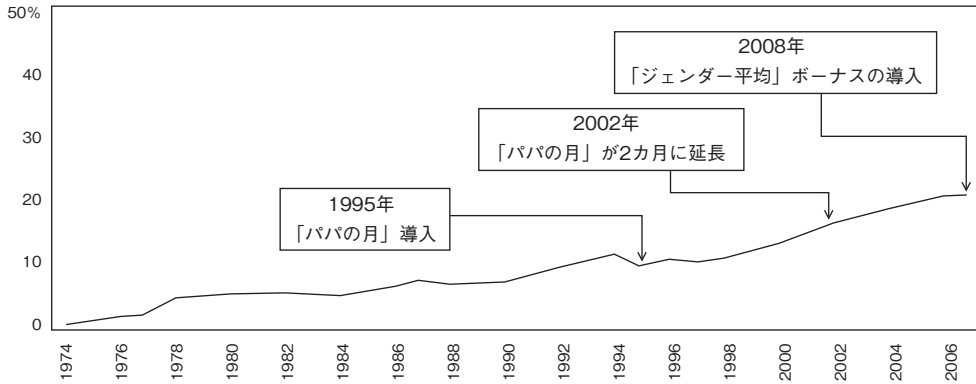
グラフ2は父親の両親給付の受給率を示すが、2009年の男性の受給率は22.3%で、父親の受給率はゆっくりと上昇してきたものの、母親と父親で半分ずつの取得には至っていない(FK 2010: 7)。

男性による両親給付の受給率を上げるために、スウェーデン国内でも調査研究がなされたが、両親給付額が自分の給与に比べてあまりに低い場合、つまり高所得の父親は両親給付を選択しない

ことが多いという状況が指摘された。さらに小規模の民間企業で、男性ばかりの職場では、経営者が育児休業の取得を望まない風潮があることも明らかとなった(FK 2010: 15)。

表11は社会保険庁の調査であるが、母親と父親の間で両親給付の配分を決めた理由を示している。「家計の事情」は父親と母親共に高い数値であり、「父親の職場の事情」という回答も多くなっている。

また同時に母親と父親の給与に差がないことが両親給付の平等な配分に影響を与えていることも明らかとなってきた(FK 2010: 15)。そこでスウェーデンでは、父親の育児休業取得が家計のマイナスにつながることを避けるため、2008年に「ジェンダー平等ボーナス」(Jämställhetsbonusen)を導入し、さらなる男女格差の是正に取り組んでいる。父親と母親が半分ずつ両親給付を受給した場合、最高13,500クローナの臨時手当を受け取ることができる。しくみが複雑なため、政府は2011



*筆者注) その年の両親給付全日数のうち、父親が取得した日数の割合。

出所：Försäkringskassan (2008) 14頁。

グラフ2 父親の両親給付の受給率*の推移 (1974-2007)

表11 両親給付の配分を決めた理由 (2003年)

%

	母親	父親
母親が家に居ることを望んだから	27	14
父親が家に居ることを望んだから	1	6
母親と父親で平等に分けたかったから	3	4
母親の職場の事情	7	5
父親の職場の事情	18	21
家計の事情	25	29
その他	19	21
全体	100	100

(出所) Försäkringskassan (2008) 15頁

年中に簡素化することを決めている。「ジェンダー平等ボーナス」について、明らかな効果はまだ報告されていないが、スウェーデンでは労働と育児を男女平等に分ち合うための取り組みがさらに続けられている。

3. 賃金の男女格差をなくすために－賃金格差こそが年金格差の根源

老齢年金が勤労所得と連動する以上、現役時代の賃金格差は老後の所得格差に直結する。そこで高齢期の安定した経済生活に向けて、現役時代の男女間の賃金格差の是正も重要な取り組みとなる。

表12は一般的な職業について男女の賃金格差を示している。「医療・福祉」では女性就労者が88%、「清掃業等」では女性就労者が82%を占めており、その一方で、「建設業」では男性就労者が95%、「運転業務」では94%を男性が占めており、いわゆる“女性職場”、“男性職場”の存在が議論される。議論の中心は男女間の賃金格差であり、まず男性職場の就労者の賃金がより高い傾向にあること、次に男性職場において男性就労者と女性就労者の賃金格差が大きいことである。

例えば「医療・福祉」は“女性職場”であるが、

他の職種に比べて賃金が低い。介護や保育分野で働く職員が多く加入する自治体ブルーカラー労組は自治体連合会(雇用主)との2007年労使協約において、「ジェンダー平等ポット」(jämställdhetspot, kvinnopot)の考え方を取り入れることに成功した⁵⁾。これは“女性職場”の賃金を“男性職場”の賃金に近づけるための協約モデルである。内容は「月給2万クローナ未満の業種で働く女性が相対的に多い職場において、フルタイム職員一人当たり最低205クローナを上乗せする」という労使の合意が実現した。

連帯賃金政策の歴史が長いスウェーデンでは、

表12 職種別にみた男女の賃金格差（2004年）

職種	就労者数（千人）		男女比率（％）		賃金（中央値、月額）		賃金差 （女性/男性）
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
医療・福祉	383	54	88	12	18,600	18,700	100
販売・小売	109	63	63	37	19,000	20,300	94
セールス	59	101	37	63	24,900	31,300	79
技術者	19	101	16	84	24,100	27,500	88
事務職員	80	20	80	20	19,500	21,500	91
運転業務	6	84	6	94	19,300	20,100	96
営業	44	44	53	47	29,400	37,300	79
小中学校教員	62	21	75	25	22,600	22,600	100
建設業	4	77	5	95	18,500	21,400	86
清掃業等	63	14	82	18	16,200	17,000	96

（出所）SCB 2006: 72より作成。

筆者注）網がけは女性就労者の占める割合が70%を超えている職業

全国ブルーカラー労組連合（LO: Landsorganisationen、以下LO）に加盟する産業別組合の間で、労使協約に向けた最低賃金ラインを決める。LOの加盟労組で最も高賃金を獲得しているのは金属労組や建設労組であり、最も低い賃金は小売業労組や福祉職が多く加入する自治体ブルーカラー労組の組合員である。「ジェンダー平等ポット」では、福祉現場の職員の低賃金は女性の低賃金が要因であると考えられる。「ジェンダー平等ポット」は“男性職場”の就労者には直接的な恩恵がないので、金属労組、建設労組などの“男性職場”では関心が低い。

スウェーデンでは同一労働同一賃金はもはや現在の基準であるが、さらに職業を超えた男女の賃金格差の是正に取り組んでいる点は興味深い。「ジェンダー平等ポット」は継続されなかったが、この他にも男女間の賃金格差是正の取り組みは労働組合を中心に積極的に行われている。

4. 遺族年金の傾向

一格差是正の役割は相対的に小さい

遺族年金（efterlevandepension）は2003年の新老齢年金制度の開始とともに、関係法令が変更され

た。遺族年金は、①遺児年金（barnpension）、②調整年金（omställningspension）、③寡婦年金（änkepension）の3種類で構成される。

遺児年金（①）は親を亡くした子ども（養子も含む）に対して給付される。18歳未満が対象だが、就学などの事情により20歳の6月までの延長が可能である。給付額は亡くなった親の比例所得年金額に応じるが、最低でも月額1,427クローナは保証される。遺児年金の受給額は月額2,559クローナ（2005年12月、中央値）である。

調整年金（②）は65歳未満で配偶者を亡くした人に給付される。法律婚が条件であるが、サムボの場合、カップルの間に18歳未満の子どもがいるか、かつて法律婚の時期があったことが受給条件となる。受給額は亡くなった配偶者の所得比例年金額に応じて決められる。受給期間は12カ月で、18歳未満の子どもがいる場合はさらに12カ月の受給期間の延長が可能である（förlängd omställningspension）。調整年金の受給額は月額6,818クローナ、延長分は月額6,703クローナ（2005年12月、中央値）である。

寡婦年金（③）は1944年以前に生まれた人（2011

年時点で67歳以上)で、その夫が亡くなった場合に妻に給付される。1945年以降に生まれた女性の場合は、夫が60歳になる前に法律婚がなされ、生前に5年間の法律婚が認められるか、夫婦の間に子どもがいることが条件となる。また年齢を問わず、1989年12月31日までに法律婚をしていたことが絶対条件となる。寡婦年金の受給額は月額3,410クローナ(2005年12月、中央値)である。

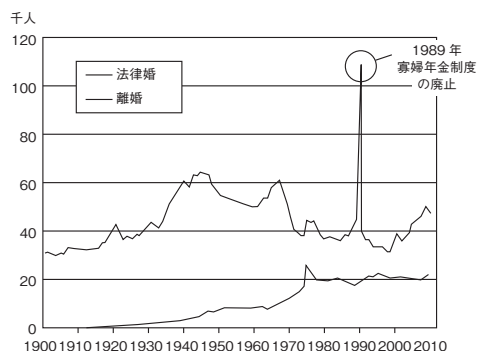
グラフ3にみるように、1960年代半ば以降はサムボを選ぶ男女が増え、法律婚が相対的に減少したが、1989年には法律婚数が前年の4万4,000件から10万9,000人に一気に増加した。これは寡婦年金が1990年1月1日に制度としては廃止されることになり、1989年末までの法律婚が寡婦年金受給の条件とされたことが影響している。多くのサムボカップルが駆け込みで法律婚に切り替えた。

表13は遺族年金の受給者数を示している。寡婦年金の受給者は今だ30万人を超えているが、年々減少している。最高時は39万5,000人(1998年)であったが、2005年には37万人、2010年には33万1,788人に減少した。寡婦年金受給者の半数以上が80歳以上であり、65歳未満の受給者は1993年に17%、2005年に11%、2010年では8.4%と減少しており、制度は徐々に消滅する(FK 2006: 4)。

調整年金の受給者は4,169人で延長分を合わせても6,997人である(2010年)。過去10年間で、受給者数は4,000～7,000人の間で推移している(FK 2006: 5)が、期限設定があるため全体数が少ないように思われる。スウェーデンでは遺族年金制度が男女間格差の是正に果たす役割は相対的に小さいといえる。

V. おわりに

スウェーデンの社会保障制度は、男女を問わず、ほとんどすべての成人が就労し、税金と保険料を払うことによって成立している。労働市場の



(出所) SCB ホームページ <http://www.scb.se> より (2010)

グラフ3 結婚数と離婚数の推移(1900-2009)

表13 遺族年金(遺児年金/調整年金/寡婦年金)受給者数(2010年)

	遺児年金	調整年金	調整年金 (延長分)	寡婦年金
女性 (64歳以下)	14,056	2,985	2,024	28,002
女性 (65歳以上)	0	7	0	303,786
男性 (64歳以下)	14,872	1,165	802	0
男性 (65歳以上)	0	12	2	0
合計	28,928	4,169	2,828	331,788

(出所) 年金庁資料 <http://www.pensionsmyndigheten.se>
遺児年金：原則18歳未満が受給可能(就学事情等で延長可能)。

調整年金：65歳未満が受給可能。

寡婦年金：受給年齢の制限なし。

約半分を担っている女性が仮に家庭に戻ることがあれば、税金と保険料収入が減り、現在の社会保障の給付水準を支えることはできない。労働に対する女性の貢献が減ることは、国家にとって税金と保険料収入が減るばかりか、失業手当と老後の保証年金や所得移転のための支出が増えることになり、財政的には二重の打撃を受ける。労働と納税に対する女性の貢献は、スウェーデンの社会保障制度を支える必要条件となっている。

老齢年金制度が勤労所得と連動する以上、現役時代の就労は高齢期の生活に直結する。スウェーデンの老齢年金制度は、社会保険でいわれる貢献原則に忠実である。スウェーデンでは、女性に対し就労を促進することで、女性の高齢期の生活の安定をはかってきたことからこのことが言える。その一方で、現役時代の就労条件を整備し、男女間で賃金格差があってはならないし、育児休業も男女で平等に取得するべきとしてきた。女性の就業を支援し、就業を継続する上での障壁を取り除いていかななくてはならず、そのことが結果として高齢期の女性の貧困を防いでいる。また高齢期の経済生活における男女間格差の是正には住宅費補助、高齢者生活支援助成等の所得移転の政策も重要な役割を果たしている。これは労働市場での男女間格差がなくなる限り、必要な取り組みである。

日本を含む多くの国で、女性高齢者の貧困は社会的な課題となっている。しかしスウェーデンでは高齢者層は他世代層に比べて貧しいとはいえず、女性高齢者を貧困層としてとらえる傾向は少ない。貧困対策のターゲットはむしろ若年層、ひとり親家庭に向けられている。その一方で、近年では介護費用が家計に与える影響が懸念されている。利用料金の上昇を理由にサービスの使い控えが報告されるなど、1990年代以降、介護サービスの自己負担が増える中で、要介護者の生活は影響を受けてきた。これに対して、政府は介護サービスの利用者負担上限額を決め、要介護者の費用負担の軽減に乗り出し、この政策も一定の効果をあげている。後期高齢者の大部分が女性である以上、介護サービス利用者の貧困は新たな女性問題ともいえる。

ふりかえり日本をみると、認知症にかかっても、国民年金だけではグループホームに入居する事ができない。また特別養護老人ホームも自己負担が上がり、さらに今後は在宅介護サービスの利

用料金でも自己負担分が増えていく可能性もある。

2011年3月、日本の国会では「国民年金第3号被保険者の切り替え漏れ問題」が取り上げられた。かつて第3号被保険者でその後第1号被保険者になったにもかかわらず、国民年金保険料を未納にしている女性に対して、過去2年分の保険料を支払えば、それ以前の分は保険料を納付しなくても3号期間として認めるという「運用3号制度」を実施しようとした。政府の対応に対して男性からの批判の声が多かったことは興味深い。これまで第3号被保険者の問題は、働く女性と主婦の間の論争に矮小化されてきた感がある。今や男女ともに被用者年金の適用を受けない働き方が増加しており、非正規雇用の若者でも、失業中であっても、毎月1万5,020円(2011年)の国民年金保険料を負担しなければならない時代である。

日本の公的年金制度の加入者7,007万人のうち第3号被保険者は1,063万人であり、全体の約15%を占めている。この層が年金制度に直接貢献できれば、日本の公的年金制度にも、新たな可能性が高まる。高齢期の安定した経済生活を獲得するためには、社会保障制度への直接的な貢献とそれを可能とする支援策が必要であることをスウェーデンの事例は示している。

参考文献・引用文献

- Bergström Miles, Eva. 2003. Sambeskattning och särbeskattning. *Deklarationen 100år och andra tillbakablickar*. Riksskatteverket. pp87-93.
- Försäkringskassan (FK). 2006. *Statistik 2006:2. Efterlevandepension* 1993:2005.
- Försäkringskassan (FK). 2008. *Family policy in Sweden 2008. Social Insurance Report 2008: 15*.
- Gustafsson, Björn, Johansson, Mats and Edward Palmer. 2008. *Pensionärernas inkomstandard under 90-talet djupa recession och den följande återhämtningen*. Försäkringskassan.
- Lennartsson, Carin. 2007. *Olika Livssituation för äldre kvinnor och män. Valförd Nr 2, 2007*. Socialstyrelsen.
- Palme, Joakim, Bergmark, Åke, Bäckman, Olof, Estrada,

Felipe, Fritzell, Johan, Lundberg, Olle, Sjöberg, Ola, Sommestad, Lena and Szebehely Marta. 2002. *Welfare in Sweden: The balance sheet for the 1990s*. Ds 2002:32.

Pensionsmyndigheten. 2010. *Orange report. Annual report of the Swedish pension system 2009*.

Socialdepartementet (Ds). 2006. *Var det bättre förr? Pensionärens ekonomiska situation i början av 2000-talet*. Ds 2006:13.

Socialdepartementet (Ds). 2009. *Detta är pensionsöverenskommelsen*. Ds 2009:53.

Statistiska centralbyrån (SCB). 1999. *Från folkbrist till en åldrande befolkning. - glimtar ur en unik befolknings - statistik under 250 år. Fakta inför 2000-talet*.

Statistiska centralbyrån (SCB).2004. *De äldres ekonomiska välfärd - inkomster, utgifter och förmögenheter.- inkomster, utgifter och förmögenheter*.

Statistiska centralbyrån (SCB). 2006. *På tal om kvinnor och män. Lathund om jämställdhet*.

Statistiska centralbyrån (SCB). 2006. *Äldres levnadsförhållanden. Arbete, ekonomi, hälsa och sociala nätverk 1980-2003*.

Szebehely, Marta. 2002. *Äldreomsorg i förening. Vårfdärd, vård ovh omsorg. Antologi/Komitten Välfärdsbokslut. SOU 2000:38. pp.171-223*

女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会. 2001. *女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書～女性自身の貢献がみのある年金制度*.

飯野靖四 1993 「第2章 税制における男女の不平等. 社会保障研究所編」『女性と社会保障』東京大学出版会.

井上誠一 2002 『高福祉・高負担国家スウェーデンの分析. 21世紀型社会保障のヒント』中央法規出版.

久保英也 2004 「失われた「女性と年金」の議論. ー年金制度を支えるスウェーデン家族政策の示唆ー」『保険学雑誌』第586号. pp.72-96.

岡沢憲美 1994 『おんなたちのスウェーデン. 機会均等

社会の横顔』日本放送出版協会.

齊藤弥生 2008 「女性環境の整備と福祉－ワークライフバランスの視点から」岡沢憲美・連合総研編『福祉ガバナンス宣言』日本経済評論社.

齊藤弥生 2009 「スウェーデンにおける介護職員の労働条件向上へのアプローチ－連帯賃金政策とジェンダー平等からの戦略－」『北ヨーロッパ研究』第5巻. 北ヨーロッパ学会. pp.1-15.

統計および最新情報の収集に使用したホームページ
 統計局 <http://www.scb.se>
 年金庁 <http://www.pensionsmyndigheten.se>
 社会保険庁 <http://www.fk.se>
 社会庁 <http://www.sos.se>

脚注

- 1) 1クローナは13.33円 (2011年4月1日現在).
- 2) 基礎となるデータは統計局発行の報告書『高齢者の経済的福祉－収入, 支出と可能性』(De äldres ekonomiska välfärd - inkomster, utgifter och förmögenheter. -inkomster, utgifter och förmögenheter.) 2004年を使用した. しかし, 同報告書の統計は2002～2003年のものがほとんどで, 新年金制度の影響等はあまり反映されていない. ただ高齢者の経済生活を包括的にまとめたものとしては, 同報告書は比較的新しいものであり, 必要に応じて最近の数字で補足することとする.
- 3) 付加年金は1999年以前の旧公的年金制度状の所得比例部分である. 所得上昇率が年金受給額に反映される傾向があり, 生涯に獲得した所得総額が同じでも人によって年金額が大幅に異なるという事態があった (井上2002: 279).
- 4) 後期高齢者 (75歳以上) 人口は, 女性が479,557人, 男性が320,389人で, 女性は後期高齢者の59.9%を占める (2011年).
- 5) 「ジェンダー平等ポット」については, 齊藤 (2009). (さいとう・やよい 大阪大学大学院准教授)